

ナカムラ病院 虐待防止マニュアル

I. 法律

1. 障害者虐待防止法の目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。障害者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指す）第一条

2. 障害者に対する虐待の禁止

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。第三条

3. 障害者虐待の早期発見等

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。第六条の二

前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。第六条の三

4. 医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等

医療機関の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。第三十一条

5. 精神科病院での虐待防止

精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する意識の向上のための措置、当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）その他の関係者に対する精神障害者の虐待の防止のための研修の実施及び普及啓発、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止する

ため必要な措置を講ずるものとする。精神保健福祉法第四十条の二

指定医は、その勤務する精神科病院の管理者において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならない。精神保健福祉法第四十条の二の2

6. 障害者虐待に係る通報等

精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならない。

精神保健福祉法第四十条の三

業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができる。精神保健福祉法第四十条の三の2

7. 通報対象となる障害者虐待

障害者虐待防止法第二条第七項各号（第四号を除く）のいずれかに該当すること。

1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。第二条第七項第一号

2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

第二条第七項第二号

3) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。第二条第七項第三号

4) 放棄・放任

精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第二条第七項第一号から第三号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

精神保健福祉法第四十条の三第一項の二

8. 通報と秘密漏示罪

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。精神保健福祉法第四十条の三第三項

9. 通報者の保護

業務従事者は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。精神保健福祉法第四十条の三第四項

II. 指針・方針

1. ナカムラ病院における障害者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は障害者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な悪影響を及ぼす可能性が極めて高い。「我々は幸齢社会を創ります」という組織理念のもと、障害者虐待防止法及び精神保健福祉法を踏まえ、障害者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応を徹底するため本指針・方針を定め、全ての職員はこれに従いサービスを提供する。

2. 障害者虐待の定義

本指針における障害者虐待とは、障害者虐待防止法第二条第七項の各号に定められる以下のものをいう。

1) 身体的虐待

殴る・蹴る等の暴行を加える、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
行きたい方向に意図的に行かせないようにする

2) 性的虐待

裸にする、本人の前で猥褻な言葉を発する、または会話する
キスする、猥褻な映像を見せる

3) 心理的虐待

子どものような呼称で呼ぶ、罵倒する、悪口を言う
人格をおとしめるような扱いをする、意図的に無視する

4) 放棄・放任（ネグレクト）

患者が虐待や暴力を受けている状況を放置する、汚れた服を着させ続ける

5) 経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する

3. 虐待と刑法

虐待は、刑事罰の対象になる場合がある。

1) 身体的虐待

刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪

2) 性的虐待

刑法第 176 条強制わいせつ罪、第 178 条準強制わいせつ罪

3) 心理的虐待

刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉棄損罪、第 231 条侮辱罪

4) 放棄・放置

刑法第 218 条保護責任者遺棄罪

5) 経済的虐待

刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪

4. 虐待防止委員会その他院内の組織に関する事項

1) 「虐待防止委員会」を設置し、障害者虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

ア 虐待防止委員会設置の目的

障害者虐待の発生防止・早期発見に加え、障害者虐待が疑われる事案が発生した場合の原因分析や再発防止策の検討を行い、障害者虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

イ 虐待防止委員会の開催

- ① 委員会は毎月第3週の月曜日に開催する。
- ② 虐待事案発生時等、必要な時は臨時虐待防止委員会を開催する。

ウ 虐待防止委員会の構成員

- ① 委員長はナカムラ病院院長が務める。
- ② 副委員長は委員長が任命する。
- ③ 構成員は各部署管理職が務める。

エ 虐待防止委員会の審議事項

- ① 組織理念、行動規範等の職員への周知
- ② 虐待防止のためのマニュアル・指針等の整備
- ③ 虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- ⑤ 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応
- ⑥ 虐待事案の原因分析と再発防止策の検討

表 1 虐待防止委員会構成委員

委員会統括	委員長	ナカムラ病院院長
	副委員長	委員長の任命による
ナカムラ病院	障害者虐待防止責任者	ナカムラ病院院長
	B2 病棟	B2 病棟科長
	B5 病棟	B5 病棟科長
	B6 病棟	B6 病棟科長
	B7 病棟	B7 病棟科長
	A3 病棟	A3 病棟科長
デイケアにぎやか	デイケアにぎやか	デイケア室長
その他部門	医局	ナカムラ病院院長
	看護・介護部	ナカムラ病院看護部長
	事務部	事務部長
	リハビリテーション科	リハビリテーション科長
	栄養科	栄養科長
	薬局	薬局長

	放射線科	放射線科技師長
	歯科	歯科衛生士室長

2) 「虐待防止ミーティング」を設置し、虐待防止委員会の運営が円滑に行えるための担当者を定める。

ア 虐待防止ミーティング設置の目的

虐待防止委員会で審議する具体的な事項についての情報収集を行い、提言内容をまとめ、虐待防止委員会が円滑に行われることを目的とする。

イ 虐待防止ミーティングの開催

毎月第1週の木曜日に開催する。

ウ 虐待防止ミーティングの参加者

① ミーティング運営は、虐待防止委員会副委員長が務める。

② ミーティング参加者は、病棟看護主任及び必要に応じて虐待防止委員会副委員長が出席要請する。

5. 障害者虐待防止のための職員研修等に関する基本方針

障害者虐待防止のための研修は、法律等の基礎的内容や具体的な障害者虐待に係る知識を普及・啓発するものである。また、職員チェックリストの実施は、職員の人権意識向上を図ること及び、障害者虐待の実態や職員の意見をまとめ適正な組織運営を推進する目的で行う。

1) 法律・制度等の基礎知識に関する研修を年1回、新入職員研修及び前年中途採用者の内、同じ研修の未受講者に対して行う。

2) 虐待防止に係る具体的手法や知識に関する研修を年1回、法人全体研修として行う。

3) 行動制限の適正化のための職員研修を年1回、法人全体研修として行う。
行動制限最小化委員会で研修を担当する。

4) 実施した研修資料の保管及び出席者の記録保管は研修委員会が行う。

5) 職員チェックリストを年1回、全職員を対象に行う。

6. 行動制限の実態把握と検証

1) 各病棟は患者の行動制限の実施状況について、行動制限最小化委員会へ定期的な報告を行う。

2) 行動制限最小化委員会は、必要に応じて行動制限が行われている事例の検証を行い、解除の検討を行う。

7. 運営規程への位置付け

- 1) 障害者虐待防止の責任者は、ナカムラ病院院長である旨記載する。
- 2) 障害者虐待防止を目的とした職員研修を年2回（虐待防止研修・行動制限研修）＋新入職員・中途採用職員研修1回の計3回以上行うことを記載する。
- 3) 障害者虐待防止に係る委員会を定期的に開催する旨記載する。
- 4) 障害者虐待が発生した場合、原因分析に基づいた再発防止に努めることを記載する。

8. 障害者虐待が疑われる事案が発生した場合の相談報告体制

- 1) 障害者虐待に関する相談窓口は、虐待防止委員長及び副委員長とする。
- 2) 病院内において障害者虐待に関する通報を受けた者及び、虐待が疑われる事案を発見した者は、速やかに上記相談窓口に報告する。
※虐待事象が緊急を要する場合、若しくは管理者に報告できない場合は直接下記通報先に連絡する。直接通報したことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けることはない。
- 3) 相談窓口の所在について本指針・方針以外に、患者および患者家族や職員に向けた掲示を行うとともに法人ホームページにも同様の表記を行う。

9. 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法に関する基本方針

障害者虐待が疑われる事案が発生した場合、直ちに臨時虐待防止委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。

- 1) 被虐待者の権利と生命の保全を最優先すると共に、通報者の保護にも留意して対応する。
- 2) 虐待者が職員の場合は、労働関連法規及び就業規則に基づき必要な措置及び処分を行い厳正に対処する。
- 3) 確認した事実は必要に応じて管轄の市町村に通報を行う。

通報先：広島市障害者虐待ダイヤル（24時間受付）

TEL：082-542-5300

10. 虐待等に係る苦情解決方法

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- 2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- 3) 対応の結果は相談者にも報告する。

11. 成年後見制度の利用支援

職員、患者及び患者家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、権利擁護センター、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援する。

12. 当指針・方針の閲覧

職員、患者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本マニュアルをいつでも閲覧できるように、事務室等に備え付ける。また、当法人ホームページにも公開する。

13. その他高齢者虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質向上を目指すように努める。

附則

このマニュアルは、令和6年4月1日より施行する。

	初版	2013年4月1日作成
第1版	ver1.0	2021年10月8日改訂
第1版	ver1.1	2023年9月15日改訂
第1版	ver1.2	2024年3月15日改訂
第2版	ver2.0	2025年7月28日改訂